

大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 令和3年1月12日（火）午後3時40分～4時10分
2. 開催場所 大和高田市役所 3階東会議室
3. 出席委員 農業委員（13名）

農業委員	氏名	農業委員	氏名	推進委員	氏名
1	西川 達也	8	弓場 一郎	1	安井 進
2	小川 隆興	9	藤岡 秀信	2	
3	前田 全計	10	奥本 正嗣	3	松村 謙三
4	鶴山 久雄	11	本郷 保則	4	米田 博明
5	吉井己容子	12	吉岡 重治		
6	梅田 昌宏	13	中江 彰		
7	上田美加子				

4. 欠席委員 鬼頭推進委員（1名）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議案第1号 農地法第3条第1項について申請の件

議案第2号 農地法第5条規定による申請の件

議案第3号 農地法第18条第6項について通知の件

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第5号 その他

1) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等証明について

2) 使用貸借権の消滅について

3) 生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者等の証明に関する事務処理規定の一部改正について

4) 専決処分の報告について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 東浦章仁

7. 会議の概要

議長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から1月の定例委員会を開催致します。本日の出席委員は13名全員出席頂いておりますので、総会は成立していることを報告致します。

(あいさつ)

議長 それでは、議事日程第1、議事録署名委員の指名についておはかり致します。私から指名させて頂くことに異議などございませんか。

(異議なしの声有り)

議長 異議なしとの声がありましたので、本日の議事録署名委員に12番、吉岡委員と

13番、中江委員のお二人を指名します。

また、議事日程、第2、会議書記の指名につきましては、事務局の東浦局長を指名しますのでよろしくお願い致します。

それでは、ただ今から議事日程、第3、議事に入ります。議第1号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは議案書1ページをお願い致します。議第1号、農地法第3条第1項について申請の件について説明致します。本件は、農地を農地として耕作するため、売買による所有権の移転の申請でございます。

番号1番、申請地、大字勝目□□□番1(畑) □□□□㎡、

譲受人、大字田井、□□□□、譲渡人、大字勝目、□□□□、売買による所有権の移転で、譲受人の耕作地面積は、6662㎡と下限面積はみたくしております。申請理由は規模拡大のためでございます。

以上、第1号議案につきましては、1件の申請で、申請に伴う書類等は具備致しております。

続きまして、今回の申請に伴い記載された内容について、審査基準の農地法第3条第2項の検討結果について説明させていただきます。まず、譲受人が権利取得後において、今回取得する農地を含めた、すべての農地を効率的に利用し、耕作されるかという全部効率利用要件につきましては、いずれも現在保有されている農地の管理状況、機械の保有状況、世帯員数、及び取得する農地も含めたすべての農地は適正に管理されており、今後も引き続き効率的に利用することが見込まれますので、支障がないものと判断致します。次に、譲受人が取得後も耕作に必要な農作業に従事するかという常時従事要件につきましては、申請書に記載されている本人も含めた世帯員の農作業の従事状況からして、取得後も農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の地域との調和要件につきましては、申請書の内容及び本人からの聴取によりまして、農業上の総合的利用には、いずれも従来どおり支障がないものと考えます。

以上、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件のすべてを満たすと判断致します。ご審議よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この議第1号につきまして、何かご意見、ご質問等ございませんか。

(なしの声有り)

議長 ご質問等がないようですので、採決致します。それでは、議第1号、農地法第3条第1項について申請の件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議第1号は、委員会処理に決定致します。

続いて、議第2号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号、農地法第5条規定による申請の件について説明致します。

本件は、市街化調整区域の農地を所有権移転の設定により、農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。

番号1番、申請地、大字奥田□□□番1(畑) □□□㎡、大字奥田□□□番2(畑) □. □□㎡、合計626.06㎡、譲受人、葛城市、□□□□、譲渡人、大字奥田、□□□□、売買による所有権移転で、露天資材置場への転用申請でございます。場所は、調査順序表第1番目、県道樫原新庄線278号線葛城大橋より□に約□□□mの

ところであります。申請に伴う書類等は具備致しております。

以上、第2号議案につきましては、1件の申請でございます。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長 　それでは、農地部会の審議内容の報告をさせていただきます。

番号1の大字奥田の□□□□さんの申請です。現況は、畑地で耕作されています。周囲の状況は、北側と東側は農地　南側は譲受人所有の雑種地　西側は水路です。現状のまま整地し、土砂の流出がないように造成されます。隣接農地の方や奥田水利組合からも同意を得ています。雨水は自然浸透で西側既設水路に排水されます。

周囲への被害はないものと思われまます。農地部会では妥当な申請であろうという審議結果でした。以上、報告終わります。

議 長 　ただ今、農地部会長より報告いただきましたが、続いて農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について事務局より説明願います。

事務局 　それでは説明させていただきます。

1番、奥田の農地区分は、JR大和新庄駅より約1km内に位置し、宅地化割合が40%を超えるため、第2種農地と判断致します。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は自己資金でまかなう計画で、金融機関の通帳の写しが添付されており転用の目的を達成する資金として適当であると考えます。

次に申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、申請者からの聴取によりまして、許可後よりすぐに着手し完了まで約3ヶ月見込んでおりますので確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画図からして妥当な面積であると考えます。以上、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、この第2号議案について何かご意見、ご質問などある方は挙手でお願い致します。

2番委員 　進入路はどうなっていますか。

事務局 　南側の既存露天資材置場と一体利用のため、南側からの出入りです。

議 長 　他にご意見、ご質問などございませんか。

ご質問等ないようですので、採決致します。第2号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 　全員賛成ですので、第2号議案は県へ送付することに決定致します。

続いて、議案第3号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議案書2ページです。議第3号、農地法第18条第6項について通知の件について説明致します。

本件は、農地の耕作について、解約が双方で円満に合意成立したことにより、当委員会に通知があったものでございます。

番号1番、申請地、大字根成柿□□番5(田)□□□㎡、

借受人、大字根成柿、□□□□、貸出人、大字根成柿、□□□□□、

解約理由は、規模縮小のためでございます。

番号2番、申請地、大字藤森□□番(田)□□□㎡

借受人、大字藤森、□□□□、貸出人、大字藤森、□□□

解約理由は、規模縮小のためでございます。

以上、議第3号につきましては、2件の通知でございます。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かご意見ご質問などございませんか。

何かございましたら挙手でお願い致します。

(なしの声有り)

議 長 　他に質問がないようですので、議第3号、農地法第18条第6項について通知の件につきましては、事務局処理と致します。

それでは、続いて議第4号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について説明致します。本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により経営基盤の強化を促進するための措置として、産業振興課より当委員会に、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。産業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせて頂きました。

整理番号1番、利用権の設定を受ける者、大字曾大根、□□□□、

利用権を設定する者、曾大根2丁目、□□□□、

利用権を設定する農地、大字曾大根、□□□番1(田)□□□□㎡、

利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を作付けしての利用で、期間は市公告日翌日から令和12年12月31日までの約10年間でございます。

整理番号2番、利用権の設定を受ける者、樞原市畝傍町、公益財団法人、担い手・農地サポートセンター、大字田井、□□□□

利用権を設定する者、大字田井、□□□□

利用権を設定する農地、大字田井□□□番1(田)□□□□㎡、
大字出 □□番 (田)□□□□㎡

利用権の設定により水稻を作付けしての利用で、利用期間は、市の公告日の翌日より、令和8年3月31日までの約5年間でございます。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、また、第2号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること、及び耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることなどの各要件を満たしております。この内容をご承認頂ければ、市の産業振興課に対しましてその旨の回答をさせていただきますので、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問などありませんか。

議 長 　ご質問などがありませんので、採決致します。それでは、議第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 　全員賛成ですので、第4号議案につきましては、産業振興課に対して原案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。

次に、議第5号その他の1番を議題と致します。事務局からの説明願います。

事務局

議案書3ページです。議第5号、その他の1番、生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明の件について説明致します。本件は、事務処理規定に基づきまして、生産緑地法における農業の主たる従事者等の証明の願い出をされています。これは、のちに市の都市計画課に申請されます農地の買取り申出の申請書類の一部として、この証明書の添付が必要になるものでございます。

番号1番、買取り申出の農地、今里町□□□番・□□□番合併(田) □□□㎡、
今里町□□□番2(田) □□□㎡、今里町□□□番3(畑) □□□㎡、
中今里町□□□番(田) □□□㎡、中今里町□□□番1(畑) □□□㎡、
合計面積3422㎡

申出者 今里町、□□□□、買い取り申出事由の生じた者、□□□□、買い取り申出事由は、疾病のためでございます。なお、申請書類等は、具備致しております。

本件の農業の主たる従事者の確認をするにあたりまして、あらかじめ事務局で証明に伴う調査書により、令和2年12月16日に事実確認調査を致しております。本件の調査確認と致しまして、本人が農地基本台帳に登載されていること、また買取り申出農地を、現地調査により農地として耕作されていること、あるいは耕作出来る状況であること、さらに地元鬼頭委員さんへの照会により、これまでは本人が農地の管理をしていたことなどについて、確認を致しております。

以上の審査の結果、鬼頭勝巳さんが生産緑地法第10条に基づく農業の主たる従事者であるとの判断を致しております。ご決定を頂きますと、申出者に証明書を交付するものでございます。ご審議よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問等のある方は挙手をお願い致します。

2番委員

疾病のためとありますが、農作業ができない状態なのですね。

事務局

はい、医師の診断書も添付されており、農作業が困難と記載されておりました。

議長

ご質問等ありませんか。ないようですので採決致します。それでは、議第5号、その他の1番について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願い致します。(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議第5号、その他の1番については、事務局処理に決定致します。次に、議第5号、その他の2番について議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局

議第5号、その他の2番、使用貸借契約の消滅について説明致します。

番号1番、解約する農地、大字東中□□番(田) □□□□㎡、借受人、磯野町、□□□□、貸出人、檀原市、なら担い手・農地サポートセンター、
番号2番、解約する農地、大字東中□□番(田) □□□□㎡、借受人、檀原市、なら担い手・農地サポートセンター、貸出人、東中1丁目、□□□□、
番号3番、解約する農地、大字曾大根□□番1(田) □□□□㎡、借受人、大字曾大根、□□□□、貸出人、曾大根2丁目、□□□□、
以上、使用貸借契約の消滅については、3件の通知でございます。

ご審議よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この件について何かご意見ご質問等ございませんか。異議ありませんか。

(なしの声あり)

議 長

なしとの声がありましたので、異議がないものとして採決致します。

それでは、議第5号、その他の2番、使用貸借契約の消滅について承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので議第5号、その他の2番は、事務局処理に決定致します。

それでは議第5号、その他の3番を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局

議案書4ページをお願い致します。議第5号、その他の3番、生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者等の証明に関する事務処理規程の一部改正について説明致します。お手元の資料①をご覧ください。本件は、生産緑地法施行規則の一部改正により、本規則中で引用している同規則の規定に条ずれが生じたため、一部改正するものです。ご審議よろしくお願い致します。

議 長

ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問等のある方は挙手をお願い致します。

議 長

ご質問等ありませんか。ないようですので採決致します。それでは、議第5号、その他の3番について、賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長

全員挙手ですので、議第5号、その他の3番については、事務局処理に決定致します。次に議第5号、その他の4番、専決処分の報告について、議題と致します。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議第5号、その他4番、専決処分の報告について報告第1号、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件について説明致します。

本件は、事務処理規定に基づきまして、市街化区域農地の転用届出分について専決処理を行ったものの事後報告でございます。今回議案と致しましたのは、令和2年11月26日から令和2年12月25日までの報告分でございます。

番号1番、届出地、

東雲町□□□番(田) □□□□㎡、譲受人、東雲町、□□□□□□□、

譲渡人、神戸市、□□□□、売買による所有権移転で露天駐車場への転用届出であります。令和2年12月3日に確認委員の本郷委員に連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

番号2番、届出地、

中今里町□□□番1(畑) □□□□㎡、中今里町□□□番2(畑) □□□㎡

譲受人、大字曾大根、□□□□、譲渡人、今里町、□□□□、売買による所有権移転で露天駐車場への転用届出であります。令和2年12月16日に確認委員の鬼頭委員に連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

以上、第5条届出は、2件の専決処分の事後報告でございます。

議 長

ただ今、事務局より専決処分の転用届出の報告がありましたが、これらの件について何かご質問などございませんか。

(なしの声あり)

議 長

ないようですので、ただ今の事務局からの説明をもちまして委員の皆様への報告と

させていただきます。

確認委員の本郷委員さん、鬼頭委員さんには大変お忙しい中、ご確認頂きましてありがとうございました。

続きまして、議第5号、その他の4番、報告第2号について、議題と致します。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 議第5号、その他の4番、専決処分の報告について報告第2号、農業委員会法改正5年後調査について説明致します。

お手元の資料②をご覧ください。本件は、農業委員会制度の大きな改革となった平成28年の改正農業委員会法の施行から5年目を迎え、制度改正により農業委員会の活動や運営の課題となっている点を改善していくことを目的とし、実施されました。

あらかじめ、事務局にて調査の回答を作成し、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

議長 ただ今、事務局より専決処分の報告がありましたが、この件について何かご質問などございませんか。

(なしの声あり)

議長 ないようですので、ただ今の事務局からの説明をもちまして委員の皆様への報告とさせていただきます。

議案審議につきましては、以上でございます。それでは、1月の定例委員会を終了致します。

議事録は、農業委員会等に関する法律第27条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議長 弓 場 一 郎

署名委員 吉 岡 重 治

署名委員 中 江 彰